

平成24年12月20日（木曜日）

○出席議員（16名）

議 長	夷 藤	満 君	8 番	北 川	悦 子 君
1 番	太 田	臣 宣 君	9 番	能 村	憲 治 君
2 番	中 島	利 美 君	10 番	清 水	文 雄 君
3 番	酒 本	昌 博 君	11 番	水 口	裕 子 君
4 番	生 田	勇 人 君	12 番	渡 辺	旺 君
5 番	川 口	正 己 君	13 番	八 田	外 茂 男 君
6 番	藤 井	良 信 君	14 番	中 川	達 君
7 番	恩 道	正 博 君	15 番	南	守 雄 君

○説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君	総務部税務課長	若 林	優 治 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君	まちづくり政策部 企画財政課長	田 中	徹 君
総 務 部 長	高 木	和 彦 君	まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	岩 本	昌 明 君
まちづくり政策部長	中 西	昭 夫 君	町民福祉部 町民生活課長	大 徳	茂 君
町民福祉部長	北	雅 夫 君	町民福祉部 健康推進課長	下 村	利 郎 君
都市整備部長	長 丸	一 平 君	町民福祉部 介護福祉課長	長 谷 川	徹 君
教育委員会教育次長	長 丸	信 也 君	町民福祉部 環境政策課長	中 宮	憲 司 君
消 防 長	津 幡	博 君	都市整備部 産業振興課長	喜 多	哲 司 君
都市整備部担当部長 兼企業立地推進室長	山 田	吉 弘 君	都市整備部都市建設課長 兼北部開発対策室長	井 上	慎 一 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	重 原	正 君	教育委員会 学校教育課長	北 川	真 由 美 君
総 務 部 長 総 務 課 長	島 田	睦 郎 君	教育委員会 生涯学習課長	岩 上	涼 一 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	向	貴 代 治 君	事 務 局 書 記	田 中	義 勝 君
---------	---	---------	-----------	-----	-------

○議事日程（第3号）

平成24年12月20日 午後1時開議

日程第1

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成24年度内灘町一般会計補正予算（第3号）〕から

議案第74号 内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定についてまで

日程第2

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由の説明

日程第3

議会議案第14号 内灘町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議会議案第15号 内灘町議会政務調査費の交付に関する条例の廃止及び内灘町議会政務活動費の交付に関する条例の提出について

議会議案第16号 内灘町議会会議規則の一部を改正する規則について

議会議案第17号 石川県におけるドクターヘリの早期配備を求める意見書の提出について

議会議案第18号 緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書の提出について

議会議案第19号 防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書の提出について

議会議案第20号 メタンハイドレートの実用化を求める意見書の提出について

議会議案第21号 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書の提出について

議会議案第22号 次代を担う若者世代支援策を求める意見書の提出について

（第3号の追加1）

日程第1

議会議案第23号 妊婦健診と、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防3ワクチンへの2012年度と同水準の公費助成を国に求める意見書の提出について



午後1時00分開議

○開 議

○議長【夷藤満君】 皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【夷藤満君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、11日の会議に配付の

説明員一覧表のとおりであります。



○議案一括上程

○議長【夷藤満君】 日程第1、去る12月13日、各常任委員会に付託いたしました議案第63号専決処分の承認を求めることについて〔平成24年度内灘町一般会計補正予算（第3号）〕から議案第74号内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定についてまでの12議案並びに今期定例会までに受理されました請願第15号を一括して議題といたします。



○常任委員長報告

○議長【夷藤満君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

生田勇人総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 生田勇人君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【生田勇人君】 平成24年第4回定例会において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第63号専決処分承認を求めることについて〔平成24年度内灘町一般会計補正予算（第3号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第64号平成24年度内灘町一般会計補正予算（第4号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出2款総務費1項総務管理費、4項選挙費、5項統計調査費、7項交通安全対策費、6款農林水産業費1項農業費、2項林業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、9款消防費1項消防費、12款公債費1項公債費、13款諸支出金2項基金費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第66号内灘町暴力団排除条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第67号内灘町税条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第68号石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の変更については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第69号石川県市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、まちづくり、都市整備、消防等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成24年12月20日

総務産業建設常任委員会委員長 生田勇人
○議長【夷藤満君】 太田臣宣文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 太田臣宣君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【太田臣宣君】 平成24年第4回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第64号平成24年度内灘町一般会計補正予算（第4号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、4項社会教育費、5項保健体育費、第2条繰越明許費、3款民生費1項社会福祉費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第65号平成24年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第70号請負契約の変更について〔内灘町向栗崎体育館耐震補強・改修工事〕は、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第71号内灘町福祉センター（憩）の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第72号内灘町茶室の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第73号内灘町体育施設（野球場・総合公園テニスコート）の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第74号内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第15号妊婦健診と、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防3ワクチンへの2012年度と同水準の公費助成を国に求める意見書提出の請願については、慎重に審議をした結果、採択とすることに決しました。

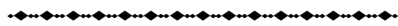
以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として教育、福祉等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成24年12月20日

文教福祉常任委員会委員長 太田臣宣

○議長【夷藤満君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。



○質 疑

○議長【夷藤満君】 各常任委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。

討論ございませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に

入ります。

まず、議案第63号専決処分の承認を求めることについて〔平成24年度内灘町一般会計補正予算（第3号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第64号平成24年度内灘町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第65号平成24年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第66号内灘町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第67号内灘町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第68号石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合格約の変更について並びに議案第69号石川県市町村消防賞じゅつ金組合格約の変更についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第68号並びに議案第69号の2議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第70号請負契約の変更について〔内灘町向栗崎体育館耐震補強・改修工事〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第71号内灘町福祉センター（憩）の指定管理者の指定について、議案第72号内灘町茶室の指定管理者の指定について、議案第73号内灘町体育施設（野球場・総合公園テニスコート）の指定管理者の指定について並びに議案第74号内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定についてまでの4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第71号、議案第72号、議案第73号並びに議案第74号の4議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、今期定例会までに受理しました請願を採決いたします。

請願第15号妊婦健診と、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防3ワクチンへの2012年度と同水準の公費助成を国に求める意見書提出の請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、請願第15号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

また、我が国の憲法でも平時を想定したものであり、外部からのテロ攻撃及び大規模な自然災害について、国にはどうしてもきちっとした対応をとっていただきたいということは当然なことであると思っております。

私は、この観点から賛成の立場で討論させていただきます。皆様の適切なるご判断をよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長【夷藤満君】 8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議席番号8番、北川悦子です。

議会議案第18号と議会議案第19号に対して反対の立場で討論いたします。

まず、議会議案第18号緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書の提出について、反対の立場で討論に参加いたします。

まず、東日本大震災と福島原発事故で緊急時に迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の情報を政府が隠したことが被害を深刻にしたことになっています。また、道路の寸断状況についても、政府が持っている情報監視衛星の画像データを復旧に当たっている現場に知らせなかったなどの問題点に見られるように、国民の知る権利を制限し、情報を隠すような基本的人権の制限に当たるような対応こそ事故への対応をおくらせる結果になったものだと思います。

そもそも突発的な自然災害の対応は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、また原子力災害対策特別措置法など現行法で十分可能であります。しかも、災害対策基本法8章においては、災害が発生した場合、首相が災害緊急事態を布告し、必要な救助を行い、被災地の保護や社会秩序の保全を図る観点から、国民の活動に対し一定の制約が認められていることも国会で明らかになっています。

まさに法整備のおくれに問題があるのではなくて現行法の適用のおくれこそ問われるべ

きであり、新たな法制度など全く必要がないというふうに私は思います。

また、テロ等に関しては、やはりこれも有事と判断した際に発動される、国民を戦争に総動員するような有事法制を具体化するものとして、反対いたします。

それから、議会議案第19号防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書の提出については、こちらのほうも、さきの総選挙等で見られるように、自民党は国土強靱化を掲げ10年で200兆円、公明党も防災・減災ニューディールと称して100兆円の公共投資を公約しています。

新規の大型開発事業を続けるための基本財源は、将来国民の借金となり国債発行に依存していきます。防災・減災という名を連ねてこの意見書というのは、総額先にありきと批判された米国要望に基づく公共投資基本計画、全国総合開発計画の再現を求めるものと言えますので、私は反対いたします。

皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 14番、中川達議員。

〔14番 中川達君 登壇〕

○14番【中川達君】 議会議案第18号緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書の提出について並びに議会議案第19号防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書の提出についてを、賛成の立場として皆様にご理解をいただきたく討論をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

先般、衆議院議員の立法府の改選が行われました。当然、東日本3・11大震災の早期災害復興に対する復興活動がままならない中、国民の皆様は何とかそういった、先ほど太田議員が賛成の立場からお話をさせていただきましたけれども、やはり国家的な緊急事態における国民の安全を守るための法整備が非常に整っていないという中で、一刻も早く災害復

興に向けた大きな予算をかけ、そして整備をしてほしいという大きな思いが国民の声として先般の改選にあらわれたのではなかろうかと、私はこのように思っております。

そういった中で、やはり今、現法整備を再構築し新たなる緊急事態に備えるべく、地方からのこういった意見書が皆様方のご理解をいただけるものなら、早急に国のほうへ意見書として提出していただき、国のほうに訴えていただく意見書が必要だと思っておりますので、どうぞ適切なるご理解を賜りたいと思っております。

また、防災・減災もそうですけれども、一元的に危機管理庁あるいはその復興のきっちりとした責任のとれる、そういった省庁が再構築し、災害に強い町、今現在、東京都のほうでも地方でもそうですけれども、公共事業の40年という橋梁の橋であれ道路であれ、やはりそういったものが劣化をしております。そして一刻も早くこの耐震は直さなくちゃいけないという声も全国から届いておりますし、また、民主党政権で中途半端になった、そういったどうしても地域住民に、地域に必要な公共事業が中止になった、そしてまた再び予算をつけた、そういったぐなぐなぐなしたそういう政策よりも、やはりこうしてしっかりと民意の反映のあらわれた結果の自由民主党が今大きく国民の声を聞いて新たなる大きな施策の結果を出す今準備を整えていると思います。

そういった中で、私たち一地方議員として、やはり今地方の抱えているそういった声を一刻も早く意見書としてまとめて国のほうに届けたいという思いの中で賛成の討論をさせていただきましたので、どうぞ議員各位におかれましては、この議会議案18号、19号をしっかりと認識をし、賛成の立場に回っていただきますようお願いを申し上げて、簡単ですけれども賛成の討論にかえさせていただきます。

ありがとうございます。よろしく願います。

たします。

○議長【夷藤満君】 他に討論ありませんか。
6番、藤井良信議員。

〔6番 藤井良信君 登壇〕

○6番【藤井良信君】 議会議案第19号防災・減災体制再構築推進基本法の制定を求める意見書、賛成の立場から討論をさせていただきます。

最近でも大月の笹子トンネルですか、大変な痛ましい事故でございました。そういったこともあるわけでございます。また、町においても向栗崎体育館の、今回補正予算でも出ておりますけれども、かなり老朽化している部分が気がつかないという実態があるわけでございます。そういったところで町の負担等も大きくかかっているわけでございます。

この防災・減災を通じたインフラ整備をして早目早目にしていくということは、どうせ10年、20年たったら、これ建てかえか何かしなきゃいけないわけです。その早目の手を打つことで経費的にも予算的にも安く上がってくると。大変効率的な考え方でもあるし、それが日本のデフレ脱却という部分からも大きく貢献をしていくことになるかと思えます。

そういった意味でございます防災・減災体制再構築推進基本法の制定を求める意見書につきましては、どうぞ皆さんの賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長【夷藤満君】 他に討論ありますか。
2番、中島利美議員。

〔2番 中島利美君 登壇〕

○2番【中島利美君】 私も議会議案第18号緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書の提出について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

やはりこの中ほどに書いてある、現在、この3・11以降、今日本がどのような状態になっているか、被災地はどのような状態になっているかということ踏まえたときに、今の現状に、

果たして今整備されている日本の法律が適用として本当に実用化されているものかということが、やはり今問題になっているんだと思います。

私は、やっぱりその非常事態と申しますか、今まだ完全な平常時に戻っていない現状の日本の地域がたくさんあるという中で、現地の人たちが、地域の人たちがこういった法整備を求めている声が上がってきた、こういった意見書だと私は捉えております。

石川県内でも能登沖地震からもう5年も6年もたっておりますが、私たちは普通に生活をしているように感じて、もう復興というものは石川県内にも能登にももう行われていないような現実を受けとめていますけれども、まだ石川県の予算の中では復興財源というものがまだまだ行われていながら、能登でもまだ復興というものが残っているという現状です。それを私たちは、そういった被災地ではない平穏な日々の暮らしをしている者たちが感じ取っていないという現状があるのではないのでしょうか。

だから私は、今は緊急事態に対する必要な法整備を求める意見書は、やはりまだまだ復興に至っていない被災地の人たちの立場になった法整備を求めるという立場から、私はこれは今進められるべきものであると思っております。ですから、この意見書はぜひとも皆様に賛成していただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長【夷藤満君】 他に討論ありませんか。

10番、清水文雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

○10番【清水文雄君】 議会議案第18号緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書の提出について、反対の立場から討論をさせていただきます。

今ほどいろいろ各議員のほうからございました。賛成、反対討論が行われたわけでございますけれども、この文書の中にある「我が

国の憲法は平時を想定したものであり」というこの位置づけでございますけれども、憲法は9条を初め、平時を想定して、平時をつくるために、平和な世界を守るために現在の日本国憲法というのが制定をされております。

そういう意味では、この意見書案の中身というのは、中川議員からもございましたけれども、明らかに衆議院選挙の中で安倍自民党総裁が言われた、現在の自衛隊を軍隊に変えていく、そんなことが後ろにあるものと私は考えます。

そういう意味からも、この議会議案第18号緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書の提出について反対を表明をさせていただいて、議員の皆様のご理解をお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 他に討論ありませんか。

13番、八田外茂男議員。

〔13番 八田外茂男君 登壇〕

○13番【八田外茂男君】 議会議案第18号緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書提出について、賛成の立場で討論させていただきます。

この意見書には、3・11の東日本大震災におきまして行政機能がとまった、その時点において人命を救うためにどうしたらいいか。行政機能が停止した状態において自衛隊に対して出動要請ができない、こういうときに自衛隊が独自の考えで人命救助できる、こういうことを望むための意見書だと私は理解しております。みずからが考え、みずからの行動で命を救う、これこそ今日本に必要なものであり、決してこれをもとにして軍隊の整備化を図るものではないと私は信じております。

そういう立場から、今後、日本においてどんな災害が起きるかわかりませんが、やっぱり日本の国民の最後のとりである自衛隊に対して、みずからが行動できるようなある程度の法整備は必要だと私は考え、この

意見書に対しての賛成のお願いをいたしまして、私の討論といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長【夷藤満君】 他に討論ありませんか。

——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議会議案第14号内灘町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議会議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議会議案第15号内灘町議会政務調査費の交付に関する条例の廃止及び内灘町議会政務活動費の交付に関する条例の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議会議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議会議案第16号内灘町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議会議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議会議案第17号石川県におけるドクターヘリの早期配備を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議会議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議会議案第18号緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議会議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議会議案第19号防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議会議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議会議案第20号メタンハイドレートの実用化を求める意見書

議会議案第23号妊婦健診と、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防3ワクチンへの2012年度と同水準の公費助成を国に求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議会議案第23号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。



○閉会中継続審査及び調査

○議長【夷藤満君】 次に、議会運営委員長並びに各常任委員長及び各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定いたしました。



○閉議・閉会

○議長【夷藤満君】 以上で今回の定例会に付議された議件は全部議了いたしました。

よって、平成24年第4回内灘町議会定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、大変ご苦勞さまでございました。

お疲れさまでした。

午後2時12分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員